

大和市告示第51号

大和市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市病児保育事業実施要綱（平成25年大和市告示第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「保育所に入所する」を「特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）をいう。）における保育若しくは特定地域型保育（同法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。）を受ける」に改め、同項第1号中「保護者の勤務等の事由により家庭で保育を行うことが困難な児童」を「保育を必要とする乳児・幼児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。以下同じ。）又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童」に改め、同項第2号中「保護者の勤務等の事由により家庭で保育を行うことが困難な児童」を「保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童」に改める。

第10条を次のように改める。

（負担額）

第10条 病児保育に係る負担額は、大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例（平成26年大和市条例第21号）第3条第2項第3号に定める額とする。

第11条第3号中「病児保育費用」を「病児保育に係る負担額」に改める。

第14条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。